

スポーツ審議会における部会の設置について

令和 4 年 9 月 6 日
ス ポ ー ツ 審 議 会

スポーツ審議会令（平成 27 年政令第 329 号）第 5 条第 1 項及びスポーツ審議会運営規則（平成 27 年 12 月 24 日スポーツ審議会決定）第 3 条第 1 項の規定に基づき、スポーツ審議会に次の部会を設置する。

健康スポーツ部会

（所掌事務）

スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現等に向けた方策について調査審議すること。

（設置期間）

所掌事務に関する審議が終了したときに廃止する。

[参照条文]

○スポーツ審議会令（平成 27 年政令第 329 号）（抄）

（部会）

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4～6 （略）

○スポーツ審議会運営規則（平成 27 年 12 月 24 日 スポーツ審議会決定）（抄）

（部会）

第 3 条 部会の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

2～5 （略）